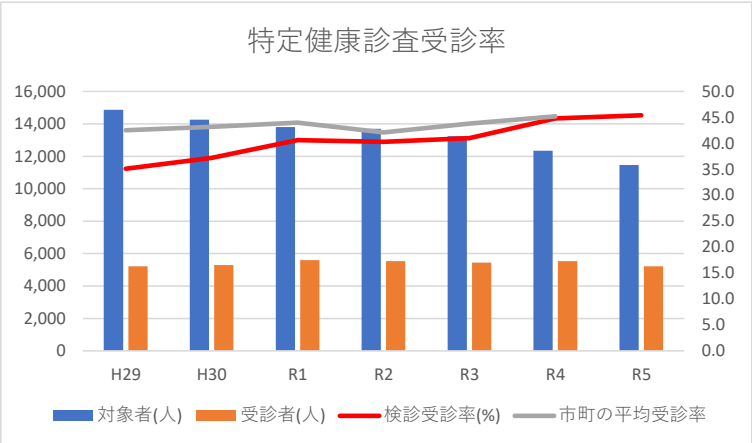
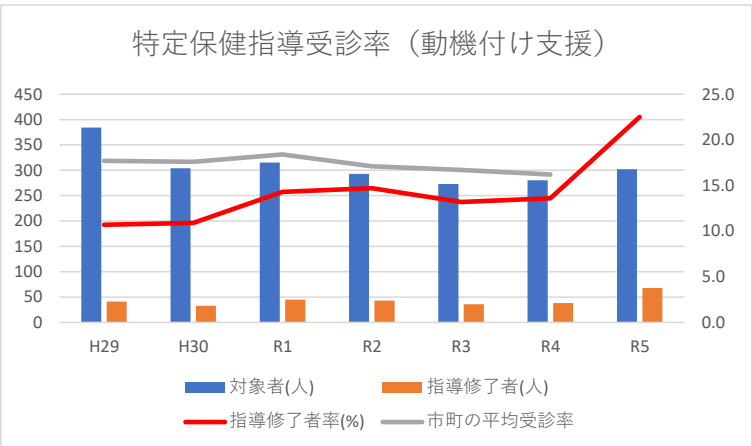


過去 7 年間特定健康診査及び特定保健指導受診率推移

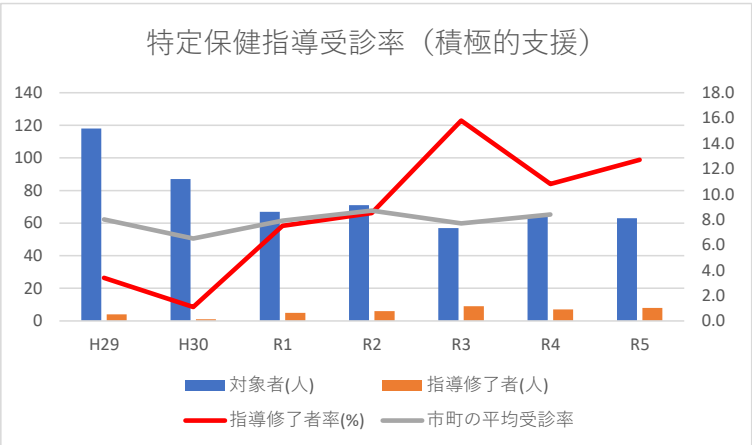
特定健康診査（ドック含む合計）				
年度	対象者(人)	受診者(人)	検診受診率(%)	市町の平均受診率
H29	14,870	5,221	35.1	42.5
H30	14,258	5,297	37.2	43.2
R1	13,806	5,602	40.6	44.0
R2	13,703	5,527	40.3	42.1
R3	13,246	5,436	41.0	43.8
R4	12,343	5,530	44.8	45.2
R5	11,459	5,208	45.4	



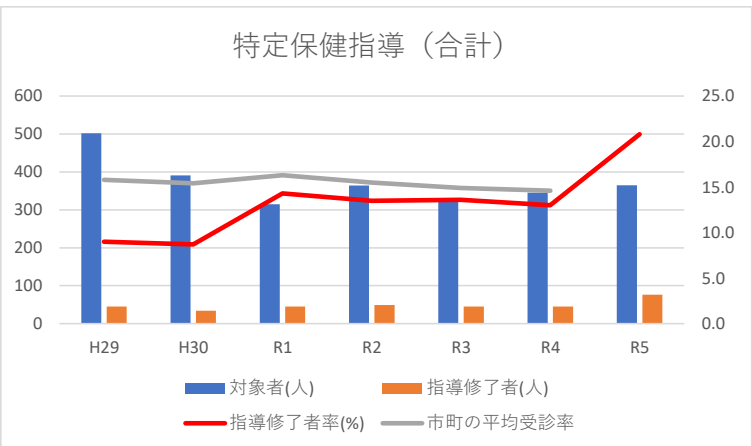
特定保健指導（動機付け支援）				
年度	対象者(人)	指導修了者(人)	指導修了者率(%)	市町の平均受診率
H29	384	41	10.7	17.7
H30	304	33	10.9	17.6
R1	315	45	14.3	18.4
R2	293	43	14.7	17.1
R3	273	36	13.2	16.7
R4	280	38	13.6	16.2
R5	302	68	22.5	



特定保健指導（積極的支援の合計）				
年度	対象者(人)	指導修了者(人)	指導修了者率(%)	市町の平均受診率
H29	118	4	3.4	8.0
H30	87	1	1.1	6.5
R1	67	5	7.5	7.9
R2	71	6	8.5	8.7
R3	57	9	15.8	7.7
R4	65	7	10.8	8.4
R5	63	8	12.7	



特定保健指導（合計）				
年度	対象者(人)	指導修了者(人)	指導修了者率(%)	市町の平均受診率
H29	502	45	9.0	15.8
H30	391	34	8.7	15.4
R1	315	45	14.3	16.3
R2	364	49	13.5	15.5
R3	330	45	13.6	14.9
R4	345	45	13.0	14.6
R5	365	76	20.8	



対象者

①対象者の定義

保険者は、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、特定保健指導を実施する。

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者は、腹囲が85cm以上（男性）・90cm以上（女性）の者又は腹囲が85cm未満（男性）・90cm未満（女性）の者でBMIが25kg/m²以上の者のうち、血糖について空腹時血糖が100mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上又は随時血糖が100mg/dl以上（原則として空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）を測定することとし、空腹時以外にHbA1c（NGSP値）を測定する。やむを得ず空腹時以外においてHbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後¹を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。空腹時血糖値及びHbA1c（NGSP値）の両方を測定している場合、空腹時血糖の値を優先とする）・脂質について空腹時中性脂肪150mg/dl以上又は随時中性脂肪175mg/dl以上（原則として空腹時中性脂肪を測定することとする。やむを得ず空腹時中性脂肪を測定しない場合は、食直後²を除き随時中性脂肪による血中脂質検査を行うことを可とする）又はHDLコレステロール40mg/dl未満・血圧について収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上に該当する者（糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く³）である。

次表のとおり、追加リスクの多少と喫煙の有無により、動機付け支援と積極的支援の対象者が異なる。腹囲に代えて内臓脂肪面積を測定（CTスキャン等で測定した腹部の断面画像にて内臓脂肪の占める断面積）する場合は、「腹囲が基準値以上の者」は「内臓脂肪面積が100平方cm以上の者」と読み替える。

図表 8: 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク	④喫煙 ⁴	対象 ⁵	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	／	積極的 支援	動機付け支 援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25 kg/m ²	3つ該当	／	積極的 支援	動機付け支 援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	／		

(注)喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

【動機付け支援】

初回面接による支援のみの原則1回。3ヶ月以上経過後に、動機付け支援対象者の行動目標等について実績評価を行う。実績評価については、面接、電話及び通信（電子メール等）を利用して実施。

【積極的支援】

初回面接による支援を行い、その後、3ヶ月以上の継続的な支援を行う。特定健康診査の結果並びに生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び行動計画の進捗状況に関する評価（中間評価）及び実績評価を行う。